

農林水産大臣 坂本 哲志 殿

国立研究開発法人審議会
会長 中嶋 康博

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構等の令和 5 年度業務
実績に関する評価について（答申）

令和 6 年 7 月 16 日付け 6 農会第 342 号により農林水産大臣から諮問のあった事項について、本審議会は下記のとおり答申する。

記

- 1 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の令和 5 年度に係る業務の実績に関する主務大臣評価（案）について
次の評価項目の評定根拠、評定を除き、各評価項目の評定根拠、評定は妥当である。
大臣評価案で A 評定とした評価項目 I－1（3）「知的財産の活用促進と国際標準化」については評定 B が妥当である。
- 2 国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの令和 5 年度に係る業務の実績に関する主務大臣評価（案）について
各評価項目の評定根拠、評定は妥当である。
- 3 国立研究開発法人土木研究所の令和 5 年度に係る業務の実績に関する主務大臣評価（案）について
農林水産関係の研究に係る評価について、異存はない。